

令和8年度								工 事 仕 様 書				県単	
工 事 名		県立川越西高等学校テニスコート改修工事											
工 事 場 所		川越市笠幡2488-1											
路 河 川 名 称													
事 業 名													
工 事 大 要		テニスコート改修工 1 式											

変 更 理 由							
備 考							
地 区	(0001) 県南	労務費補正	1.02	機械経費(賃料)補正	1.00		
単価適用年月	(R0808) 令和08年08月						
工 期	当 初	自		至			
		日 数					
	変 更				至		
経費適用年月	令和08年08月						
主たる工種	公園工事						
施 工 地 域	適用しない						
設 計	当 初 金 額			変 更 金 額			
	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
請 負	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分	閉所型 完全週休2日(土日)						

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
公園緑地整備・改修					式			
				1				
_ グラウト・コト整備					式			
				1				
_ _ グラウト・コト舗装工					式			
				1				
_ _ _ テニスコート補修工					式			
				1				
_ _ _ _ ラインテープ交換					式			第1号一位代価表
				1				
_ _ _ _ 基盤修正・鋤取り					m2			第2号一位代価表
				4,800				
_ _ _ _ 残土搬出					m3			第3号一位代価表
				24				
_ _ _ _ 荒木田土敷均し					m3			第4号一位代価表
				120				
_ _ _ _ 掘起し混合					m2			第5号一位代価表
				4,800				
_ _ _ _ 転圧・不陸整正					m2			第6号一位代価表
				4,800				
_ _ _ _ 表面処理					m2			第7号一位代価表 化粧砂、塩化カルシウム散布
				4,800				

本 工 事 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
— — — —	基礎撤去・復旧					式			第8号一位代価表
				1					
— — — —	搬入路防球ネット一時撤去復旧					式			第9号一位代価表
				1					
—	【交通誘導警備員】					式			
				1					
— —	【交通誘導警備員】					式			
				1					
— — —	【交通誘導警備員】					式			
				1					
— — — —	交通誘導警備員 B					人日			第10号一位代価表
—	直接工事費					式			
				1					
— —	共通仮設費計					式			
				1					
— — —	共通仮設費（率分）					式			
				1					
—	純工事費					式			
				1					
— —	現場管理費					式			
				1					

本 工 事 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
_ 工事原価計						式			
				1					
_ _ 一般管理費等						式			
				1					
工事価格						式			
				1					
_ 消費税相当額						式			
				1					
工事費合計						式			
				1					

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

経 費 根 拠 書		
項 目	内 訳	率 / 金額
◆経費計算情報		
経費適用年月	令和08年08月	
主たる工種	公園工事	
施工地域	適用しない	
除雪工事補正	補正なし	
前払金支出割合	35%を超え40%以下	
契約保証の方法	金銭的保証	
工場管理・間接労務	計上しない	
間接工事費率補正（任意乗算補正）		
共通仮設費率補正	1.02	
現場管理費率補正	1.03	

第1号一位代価表

ラインテープ交換

1.000 式 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
既存ラインテープ撤去処分		面			処分費扱い
	7				
ラインテープ設置 (ダブルス)		面			
	6				
ラインテープ設置 (シングルス)		面			
	2				
ラインテープ (ダブルス) グラスファイバー入り、専用釘		面			
	6				
ラインテープ (シングルス) グラスファイバー入り、専用釘		面			
	2				
合 計		式			

第2号一位代価表

基盤修正・鋤取り

100.000 m2 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
掘削 土砂, 上記以外(小規模), 小規模(標準)		m3			第1号施工 P
	0.5				100m×0.005m
積込(ルーズ) 土砂, 小規模(標準)		m3			第2号施工 P
	0.5				〃
合 計		m2			
	(1		当り		

第3号一位代価表

残土搬出

100.000 m3 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土砂等運搬 小規模、バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3)、土砂(岩塊・玉石混り土含む)、無し、7.5km以下		m3			第3号施工P
	100				
発生土受入費		m3			処分費扱い
	100				
合 計		m3			
	(1		当り		

第4号一位代価表

荒木田土敷均し

100.000 m3 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
荒木田土		m3			
	100				
荒木田土敷均し 小運搬含む		m3			
	100				
合 計		m3			
	(1		当り		

第5号一位代価表

掘起し混合

100.000 m2 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
掘起し混合		m2			
	100				
合 計		m2			
	(1		当り		

第6号一位代価表

転圧・不陸整正

100.000 m2 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
転圧・不陸整正		m2			
	100				
合 計		m2			
	(1		当り		

第7号一位代価表

表面処理

100.000 m2 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
表面処理工		m2			
	100				
コンクリート用骨材 砂 洗い、細目		m3			1m3/600m2×100
	0.167				
表層安定材 苦汁 塩化カルシウム		袋			
	1.667				
合 計		m2			
	(1		当り		

第8号一位代価表

基礎撤去・復旧

1.000 式 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎撤去・復旧 バレーボール基礎部分4か所、撤去部分 砕石敷均し、材工、処分込		式			
	1				
再生クラッシャーラン RC-40		m3			
	4				
合 計		式			

第9号一位代価表

搬入路防球ネット一時撤去復旧

1.000 式 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
搬入路防球ネット一時撤去復旧		箇所			
	3				
合 計		式			

第10号一位代価表

交通誘導警備員B

1.000 人日 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B		人			
合 計		人日			

第 0001 号 一位代価表(施工P構成表) 掘削

1 m3 当り

(CB210100)

施工P(機26.010%, 労62.890%, 材11.100%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
バックホウ(クローラ) [標準] 排ガス型(第2次) 山積0.28m3		26.01		K1
運転手(特殊)		62.89		R1
軽油		11.1		Z1
積算単価		標準単価		

条件名称
J01 土質
J02 施工方法
J05 施工数量

入力名称
土砂
上記以外(小規模)
小規模(標準)

第 0002 号 一位代価表(施工P構成表) 積込(ルーズ)

1 m3 当り

(CB210020)

施工P(機26.010%, 労62.890%, 材11.100%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
バックホウ(クローラ) [標準] 排ガス型(第2次) 山積0.28m3		26.01		K1
運転手(特殊)		62.89		R1
軽油		11.1		Z1
積算単価		標準単価		

条件名称
J01 土質
J02 作業内容

入力名称
土砂
小規模(標準)

第 0003 号 一位代価表(施工 P 構成表) 土砂等運搬

1 m3 当り

(CB210110)

施工P(機26.520%, 労61.900%, 材11.580%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 4t積級		26.52		K1
運転手(一般)		61.9		R1
軽油		11.58		Z1
積算単価		標準単価		

J01 条件名称
 J02 土砂等発生現場
 J03 積込機種・規格
 J04 土質
 J04 DID区間の有無
 J13 運搬距離(km)(DID区間無)

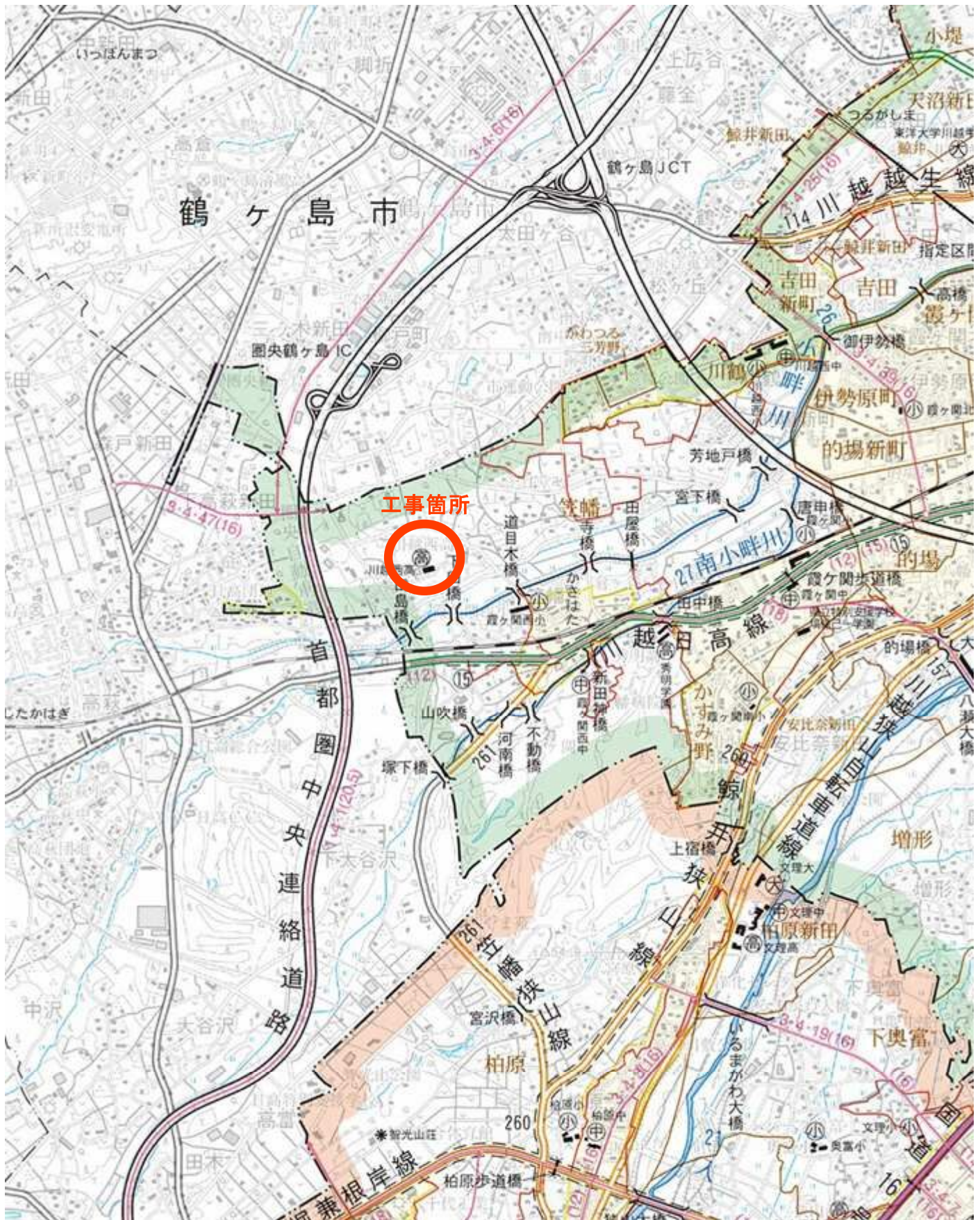
入力名称
 小規模
 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3)
 土砂(岩塊・玉石混り土含む)
 無し
 7.5km以下

積 算 条 件 一 覧 表

単価表番号	名 称 / 規 格	単 位	単 価	摘 要
第0001号施工P	掘削 土砂, 上記以外(小規模), 小規模(標準)	m3		CB210100
第0002号施工P	積込(ルーズ) 土砂, 小規模(標準)	m3		CB210020
第0003号施工P	土砂等運搬 小規模, バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3), 土砂(岩塊・玉石混り土含む), 無し, 7.5km以下	m3		CB210110

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、請負者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

位置図



工事名： 県立川越西高等学校テニスコート改修工事

[illegible]

[illegible]

工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 県立川越西高等学校テニスコート改修工事
- ・工事箇所 川越市笠幡2488-1

(基準)

第3条 本工事は、教育施設の改修工事であり、埼玉県土木工事实務要覧によるほか、文部科学省土木工事施工監理要領にも準拠すること。

(再生資源利用促進)

第4条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況実績について、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画・再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500 m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t 以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500 m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200 t 以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額100万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理しなければならない。

ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

(建設廃棄物の再資源化等)

第5条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種	施設の名称	所在地

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成 14 年 3 月 18 日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

（建設発生土の搬出）

第 6 条 建設発生土は、下記に示す土質改良プラントへの距離相当での搬出を想定している。別の施設を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得ること。なお、搬出に先立ち受入条件等を確認し、監督員に報告する。

- ・プラント名：(株)加藤建設工業 武蔵プラント
- ・所在地：日高市上鹿山 7 9 5 - 3

- 2 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関へ提出する。
- 3 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

（施行時期等）

第 7 条 本工事は、午前 9 時から午後 5 時までの昼間工事とする。ただし、学校等関係機関から施工時期に係る制約条件を課された場合は監督員と協議するものとする。

- 2 資材や施工用機械の搬入はなるべく登下校の時間を避けて、生徒の通行の少ない時間帯に行うものとする。

（現場測量調査等）

第 8 条 受注者は、工事実施に先立ち、現況測量、高低測量を行い、現地の状況を詳細に把握し、監督員に施工計画案を提出するものとする。なお、試掘を行い既存の表層材の厚さを確認し、混合時に中層材を切り込まないように計画高さを設定すること。

（有害物等の除去）

第 9 条 受注者は、舗装準備工等において、浮石やゴミなどの有害物を発見した場合は、撤去処分することとする。また、混合作業を行う場合は、中層材（砂利、碎石）を切り込みしないよう切り込み深さに注意し、切り込みしてしまった場合は作業を中止し、表層材に混ざった砂利、碎石を除去するものとする。

（既存学校施設等の復旧）

第 10 条 既存の学校施設等をやむを得ず撤去・移設した場合は、正確に元の位置に復旧するものとする。

（環境対策）

第 11 条 受注者は、工事着手に先立ち、騒音振動対策などの環境対策関係諸法令を確認するとともに、これらを確実に遵守して工事を行うものとする。

（法定外の労災保険の付保）

第 12 条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（週休 2 日制モデル工事）

第13条 本工事は、埼玉県県土整備部「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。試行の実施は、埼玉県県土整備部「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページで確認のこと。

埼玉県 県土整備部建設管理課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1002/index.html>

（電子成果品の作成）

第14条 電子成果品は、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づき作成する。

（その他）

第15条 上記に定めるもののほか、必要に応じ監督員と協議のうえ工事を実施する。

2 調達する工事用材料は、埼玉県産品とするよう努めなければならない。

